

平成29年度伊予市社会福祉協議会事業計画書

基本方針

今年4月から社会福祉法人改革制度が本格的にスタートするに伴い、社会福祉協議会に対して経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性あるいは財務規律の強化等と合わせ、地域福祉を推進する協議体としての特性を発揮して、他の社会福祉法人や施設と協働して公益的な取り組みを推し進めることが求められることとなりました。

一方、国においては、一億総活躍プランの中で「地域共生社会」の実現を図るため、制度横断的・包括的な相談支援体制の構築や、住民相互で支え合う地域づくりに向けた検討が進められるとともに、社会保障や福祉関係制度の見直し本格化しようとしております。これらは、いずれも地域が持つ力と公的な支援体制の協働が共通したポイントとなっています。

従来から少子・高齢化や人口減少と合わせ、認知症高齢者の増加、孤独死、ひきこもりや虐待、災害時要援護者への対応等、公的サービスだけではカバーしきれないさまざまな課題が顕在化するとともに人間関係の希薄化が指摘されております。

このような中、伊予市社協においてはちょうど今年、「伊予市しあわせのまちづくり計画」(地域福祉活動計画)を見直すこととしております。各地区懇談会におけるさまざまな課題の収集・分析や地域資源の発掘と合わせ、これまで培ってきた関係諸機関・団体等とのネットワークあるいは社協の持つ専門性を活かし、地域における人と人とのつながりの再構築や新たな支え手づくりによって地域課題の早期解決に取り組むこととします。

なお、介護保険法の改正により新たに介護予防・日常生活支援総合事業が同時スタートします。これら国の法改正等で現場の職員や利用者混乱を招かないよう十分留意します。

本年度においては、次の重点目標を掲げて活動を推進します。

重点目標Ⅰ 住民主体の地域福祉の推進

地域社会における人と人とのつながりを強化し、住民が主体となって、各地区それぞれの課題に取り組み支えあう活動を推進します。

地域社会が変化し、地域福祉が住民主体のまちづくりとしてすすめられる中、住民誰もが地域で安心して暮らせるよう、南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社会福祉協議会等の各組織と連携しながら、住民とともにニーズ解決に向けた活動ができるよう支援します。

重点目標Ⅱ 法人経営体制の整備

社会福祉法人制度改革により、①経営組織のガバナンスの強化を目的とした評議員会の議決機関としての必置化や理事、理事長に対する牽制機能の発揮②事業運営の透明性の向上を目的とした財務諸表や現況報告書等の公表③財務規律の強化を目的とした、再投下可能な財産額がある場合、社会福祉事業等への活用④地域における公益的な事

業への取り組み等が求められることとなりました。このため、市民に信頼され、かつ長期展望を持って地域社会に貢献できるよう、改正法の趣旨に則った事務手続きを着実にを行い、法人経営の体制強化に努めます。

重点目標Ⅲ 権利擁護の推進

福祉サービス利用援助事業や法人後見・生活困窮者自立支援事業などを中心とした権利擁護事業に積極的に取り組むとともに、訪問介護、デイサービスや障害者相談支援事業等での虐待防止に努めます。

重点目標Ⅳ 在宅福祉サービスの充実

今年度から介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしますが、高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、行政や民生児童委員、高齢者家庭相談員等との連携を深め、平常時からの見守りネットワークや要援護者の支援を推進します。また、介護サービスや障害福祉サービス等を実施するに当たっては、質の高い最適なサービスが提供できるよう努めます。

実施事業

1 社協運営事業

① 法人運営事業	(市補助・単独事業)
<p>理事会・評議員会を開催し、それぞれ異なった立場からの指導、助言により社協運営の発展に努めます。</p> <p>また、監査を実施して、事務及び事業の適正化を図ります。</p> <p>なお、本年度は社会福祉法人制度改革スタートの初年度のため、改正法に則った事務手続きを行い、情報公開等も積極的にすすめます。</p>	
② 社協運営補助事業	(市補助事業)
<p>福祉活動専門員が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。</p> <p>計画的な人材育成及び職員のスキルアップを図り、市民に信頼される社協づくりに努めます。</p> <p>市内には、南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社協があり、社協職員が各地区を担当し、それぞれ地域特性に応じた活動を支援します。</p> <p>小地域福祉活動やネットワークの核として、新たな地域ニーズの吸い上げや解決に向けた取り組みを支援します。</p>	
③ 独自運営事業	(単独事業)

・社協が地域福祉を推進する上で重要な会費の意義やその用途について啓発し、会員制度及び会費納入に関して市民への理解を深めます。

《目標額》 6, 112千円

(一般会員:年会費500円 特別会員:年会費2,000円)

・社協だより(年6回発行)やホームページで、社協の取り組みの報告や事業参加への呼びかけ、また市民の活動の情報をお知らせするとともに、社会福祉法人に求められる財務状況等の公開をします。

・毎月、「あいみん。」の日の13日に市内各地に出かけ、伊予市社協をPRするとともに、さまざまな情報を収集しお伝えします。

・社会福祉大会とボランティアフェスティバルを併せた福祉まつり「あい・愛フェスタ」を開催します。各組織や団体と協力しながら、誰もが参加できるフェスタを目指します。

《内容》社会福祉に貢献された方の顕彰、記念講演、ボランティアグループの発表、展示・体験コーナー、各種団体によるバザーなど

・車椅子、ポータブルトイレ等の福祉機器を、在宅で介護を受けているおおむね 65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の所持者に対し、必要に応じて貸出します。

(利用料:1日10円 但し身体障害者手帳 1・2 級保持者は、無料。)

・福祉車輛を外出困難な高齢者及び障がい者等に貸し出し、利用者の社会参加と福祉の向上を図ります。

《貸出車輛》 伊予事務所 2台

中山・双海事務所各1台(車椅子対応)

・第3期しあわせのまちづくり計画を策定するため、地区別懇談会を開催し、年度末完成を目指します。

2 地域福祉事業

①福祉サービス利用援助事業	(市補助・県社協受託事業)
生活上の判断が困難になった方に対し、福祉サービスを受けるための手続きや各種申請・金銭管理等を代行します。	
サービス提供に当たっては、各相談支援事業所や地域包括支援センター、福祉課等関係機関との連携を密にし、利用者が地域で安心して暮らしていけるよう支援します。	
②法人後見事業	(市補助・事業収入事業)
疾病や障がい等で日常生活上の判断能力が不十分になった場合に、財産管理や契約等において不利益を被ることがないように、社協が成年後見制度に基づき後見人等を受任し、補助・保佐・後見の支援を行ないます。	
原則、市長申立のケースを対象としています。利用者は増加傾向にあります。権利擁護事業からの移行者も見込まれるため、より一層体制を整備するとともに、制度	

の周知・連携体制の強化に努めます。	
③民生児童委員協議会運営事業	(市受託事業)
<p>民生児童委員は、地域に暮らす身近な相談相手として、さまざまな課題を抱える高齢者や障がい者、子育て世帯等のニーズを行政や専門機関につなぎ、解決に結びつける役割を担っています。このため、組織の基盤強化に向け積極的に研修会を開催するなどして資質向上を図るとともに、行政や地域関係者との連携による要援護者支援及び小地域ネットワーク推進等の支援を行ないます。</p> <p>なお、今年、民生委員制度創設100周年を迎えるため、年間を通して広く市民に民生委員の活動を周知します。</p>	
④共同募金事業	(共同募金事業)
<p>一人でも多くの方に募金活動に参加していただけるよう広報啓発に努めるとともに、ボランティアの方々の協力を得て法人募金や街頭募金等も行います。また、福祉団体等への固定配分や「ささえあい活動支援事業」による公募配分、あるいは「歳末ふれあいの集い」への助成など募金の有効活用を図ります。</p> <p>《赤い羽根共同募金目標額》 7, 200千円 (戸別募金:1口500円) 《歳末たすけあい募金目標額》 3, 450千円 (戸別募金:1口300円)</p>	
⑤生活福祉資金貸付事業	(県社協受託事業)
<p>低所得者等の生活の安定、向上を目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金等の貸付け及び相談支援を行うとともに、行政や民生児童委員等との連携により地域での暮らしを支えます。</p>	
⑥まごころ銀行運営事業	(単独事業)
<p>皆様から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきます。</p> <p>一般寄付金は減少傾向にありますが、その使途については、まごころ銀行運営委員会で協議し、主に地区社協への助成金に充てています。</p>	
⑦生活困窮者自立支援事業	(市受託事業)
<p>平成 27 年度にスタートして以来、年々支援件数が増加しています。</p> <p>生活困窮者からの相談を受け、多様な課題の解決に向けた各種支援が計画的かつ包括的に行われるよう自立支援計画を策定するとともに、これが実現に向け関係機関との連携体制を強化します。また、担当職員の相談支援能力の向上にも努めます。</p>	
⑧心配ごと相談事業	(市受託事業)
<p>定期的に相談事業を開催し、市民の悩みごと、心配ごとの相談に応じ、その問題解決に向けて指導及び助言を行うほか、専門機関への取り次ぎを行っています。昨年度の途中から税理士相談も加わり、市民の皆様のより広いニーズにお応えできる体制になっています。</p> <p>《心配ごと相談》 ボランティアセンター:毎月第4水曜日 中山事務所:毎月第2木曜日</p>	

	<p>双海事務所:毎月第2水曜日(上灘・下灘で交互に開所)</p> <p>《弁護士相談》 ボランティアセンター:毎月第1・第3水曜日</p> <p>《行政書士相談》 ボランティアセンター:毎月第2金曜日</p> <p>《税理士相談》 ボランティアセンター:毎月第2・第4火曜日</p>
⑨高齢者家庭相談員設置事業	(市受託事業)
<p>市内の65歳以上の一人暮らし高齢者等の見守りを支援しています。</p> <p>市や同じ地区を担当する民生児童委員との連携により対象者を出来る限り把握し、不測の事態を未然に防止するため普段の見守りや相談支援を行なうとともに、各機関等とも連携しながら災害時や緊急時の対応についても検討します。また、相談員のスキルアップや情報共有のため地区毎の定例会や全体研修会を開催します。</p>	
⑩ふれあい・いきいきサロン事業	(市受託事業)
<p>地域住民が主体となって取り組む自主的な活動で、高齢者の仲間づくりや交流の場作りをすることで、孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防を図っています。地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設推進及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行いサロンの充実を図ります。</p> <p>平成28年度に2か所の新規サロンが立ち上がり現在71か所のサロンが開催されています。参加者人数は5名から44名までと幅広く、各サロンとも世話人がいろいろとメニューを考え、高齢者等から毎回の開催を心待ちにされています。</p> <p>なお、世話人研修会では、世話人さんが簡単で費用をかけずにできるものを習得し、各サロンに持ち帰って、広められるような内容の充実に努めます。</p>	
⑪ボランティアセンター事業	(市受託事業)
<p>社会福祉法人改革や介護予防・日常生活支援総合事業により、ますますボランティアが必要とされています。現在、伊予市ボランティア連絡協議会には14団体が加入しており、それぞれの得意分野で活動をされていますが、今後はボランティアの基本に立ち返り、さまざまな場面において積極的にボランティア意識を持ち、地域住民同士が協働し合うことが必要となるため、ボランティアの育成に向けた各種講座等の開催に努めます。また、ボランティア情報を発信している「ぼかりん通信」については、より多くの市民の声や活動等を掲載し、幅広い人にボランティアについて関心を持っていただくように工夫します。</p> <p>ボランティアセンターは、災害時における災害ボランティアセンターとしての役割があるため、災害ボランティア研修会等を開催するなど、防災意識をより一層高めます。</p> <p>南海トラフ巨大地震等の発生に備え、ボランティア「かぐてんぼう支援隊」による、一人暮らし高齢者宅等の家具転倒防止器具の取付けを行い、住まいの安全確保に努めるとともに事業の普及啓発を図ります。</p> <p>ボランティアセンターの効果的な運営と施設の安全管理に努め、市民に信頼され、多くの方に来ていただける施設を目指します。</p>	
⑫ぐんちゅうふれあい館運営事業	(市指定管理事業)

<p>多くの方が、健康で明るい生活を維持するため、電子浴等各種マッサージ器を活用するとともに、地域住民と高齢者の趣味の活動等を通じた交流の場として、娯楽室や集会室の利用を促進しています。</p>	
⑬唐川ふれあいプラザ運営事業	(市指定管理事業)
<p>健康器具にかかりながら楽しく情報交換をし、生きがいづくりをしています。 唐川地区の介護予防拠点施設として各種相談への対応、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどによる高齢者相互の交流を図ります。</p>	
⑭上灘老人憩の家運営事業	(市指定管理事業)
<p>お風呂の利用者が多く、介護予防教室や趣味の活動でもよく利用されています。 高齢者の各種相談への対応、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等による交流促進と介護予防を支援します。</p>	

3 在宅介護事業

①在宅介護支援センター事業	(市受託事業)
<p>介護が必要、もしくは必要となりつつある高齢者やご家族の在宅介護等に関する相談に応じるとともに、各種のサービスが総合的に受けられるよう関係機関や事業所等との連絡調整を図ります。その他、各種保健福祉サービスに関して市民へ情報提供するとともに、高齢者やご家族が安心して利用できるよう、認知症に対する啓発を行い、また、伊予市徘徊高齢者SOSネットワーク事業として、認知症高齢者の登録をしていただき、所在がわからなくなった場合に警察等の関係機関が一体となり、早期発見、保護に努めます。</p>	
②家族介護教室事業	(市受託事業)
<p>要介護者を介護しているご家族やボランティア等を対象に教室を開催し、介護方法や介護予防及び介護者の健康づくり等についての知識及び技術の習得に努めるとともに、介護しているご家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。</p>	
③一般介護予防事業	(市受託事業)
<p>一般高齢者を対象に、転倒予防教室、認知症予防教室などの教室等を開催し、高齢者の閉じこもりを防ぎ、要介護状態にならないよう介護予防を推進します。</p>	
④通所型サービスA事業	(介護予防・日常生活支援総合事業)
<p>デイサービスセンター「じゅらく」において、介護予防・日常生活支援総合事業対象高齢者に通所による介護予防・生活支援サービス事業を実施します。 理学療法士等専門のスタッフによる運動器機能向上のプログラムやレクリエーション、季節ごとの外出、工作、趣味の活動等を参加者との交流の中で実施することで、生きがいづくりや、認知症予防・閉じこもり予防を図り、要介護状態にならないよう支援します。</p>	
⑤居宅介護予防支援事業	(市受託事業)
<p>伊予及び双海の2事業所で、介護支援専門員(ケアマネージャー)による、要支援</p>	

<p>者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤4名の体制です。</p> <p>伊予市地域包括支援センターからの委託を受けてケアプランを作ります。</p>	
⑥子育て支援ホームヘルプサービス事業	(市受託事業)
<p>概ね 10 歳までのお子さんがあるご家庭で、ご家族が病気等により日常生活に支障をきたした場合に、子育てが円滑にできるよう、ホームヘルパーが生活の支援をします。</p>	
⑦伊予市産前産後ヘルパー利用事業	(市受託事業)
<p>妊娠中や1歳未満のお子さんがあるご家庭に対し、養育者の心身の安定と育児不安を解消し、負担を軽減するために、ホームヘルパーが家事や育児の支援をします。</p>	

4 介護保険事業

① 居宅介護支援事業	(介護保険事業)
<p>伊予及び双海の2事業所で、介護支援専門員(ケアマネージャー)による要介護者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤4名の体制です。</p>	
② 訪問介護事業	(介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業)
<p>訪問介護員(介護福祉士等)が、在宅の要介護者や要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者のご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や炊事・洗たく・掃除などの生活援助を行います。伊予・中山・双海の3事業所で常勤6名・非常勤32名の体制でサービスを提供します。</p>	
③通所介護相当サービス事業	(介護予防・日常生活支援総合事業)
<p>要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、デイサービスセンター「じゅらく」において通所介護相当サービス事業を行います。介護支援専門員の立てたケアプランを基に個別計画を作成し、運動器機能向上や認知症・閉じこもり予防等のプログラムを実施し、自立に向けた支援を行ないます。</p>	

5 障害支援事業

① 障害者居宅介護事業(ホームヘルプ)	(自立支援給付事業)
<p>障がい者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、ホームヘルパーが各家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>また、視覚障がい等により移動が困難な方の外出時に同行し、必要な情報の提供や移動時の援護を行います。</p>	
② 障害者計画相談支援事業	(自立支援給付事業)
<p>障がい者等から日常生活に対する意向や悩み等の相談を受け、必要な情報の提</p>	

<p>供及び助言等を行うとともに、利用者が自らの選択に基づく適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう計画策定を支援します。また、定期的にサービス利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。</p>	
<p>③障害者相談支援事業</p>	<p>(市受託事業)</p>
<p>障がい者等から福祉に関する相談を受け、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービス利用等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、自立と社会参加の促進を図ります。</p> <p>市の基幹相談支援センターとして、相談支援専門員3名でその中核を担っています。また非常勤の手話通訳者1名を配置し、聴覚障がい者への支援を充実します。</p>	
<p>④障害者移動支援事業</p>	<p>(市受託事業)</p>
<p>ホームヘルパーが、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活をおくる上で必要不可欠な外出や余暇活動等への社会参加のための外出支援を行います。</p>	